

農林省組織令の一部を改正する政令要綱

第一 会計課を拡充し、予算課及び經理課とする。

2 予算課においては、農林省の所管行政に係る予算及び財政投融資計画の作成に関する事務をつかさどる。

3 経理課においては、経費及び収入の予算の執行及び決算、会計の監査、行政財産及び物品の管理、營繕及び庁内の取締に関する事務をつかさどる。

第二 官房弘報課を廃止し、その事務は、官房総務課に移す。

第三 農地局入植課を拓植課に改め、これに国内入植の事務のほか、農業移民關係及び農村建設青年隊事業等の事務をつかさどらせるとともに、營農課に開墾作業の指導助成の事務を移す。

第四 農業改良局に農機具課を新設する。農機具課においては、農業の電化、機械化及び畜力化並びに農機具その他農業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善調整及び検査に関する事務をつかさどる。

2 農機具課設置に伴い、經營課を廃止するとともに、農業簿記の普及

及その他農業經營の改善に関する事務を普及部に移す。

3 普及部の普及課を農業普及課に改めるとともに、教育課、農業普及課、生活改善課の所掌事務の調整を行う。

第五 酪農、草地行政の強化等畜産行政の強化を図るため、經濟課及び有畜營農課を廃止し、酪農課及び草地改良課を新設するとともに、

生産課の名称を畜産課に改め、畜政課の所掌事務に畜産業に関する金融及び税制に関する事務を加える。

2 酪農課においては、酪農の振興、有畜營農の発達を図ること、家畜取引、畜產物及び畜產業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整の事務をつかさどる。

3 草地改良課においては、草地に関する制度の企画、調査並びに牧野その他草地の造成、改良保全及びその利用増進に関すること等をつかさどる。

第六 水產厅漁政部に經濟課を置く。經濟課においては、水產業の經

2
営の発達、改善及び調整、水産業に関する金融及び税制、中小漁業融資保証保険、漁業労働及び外国における漁業に関する事務の連絡調整の事務をつかさどる。
経理課を廃止し、その事務を漁政課に移す。

農林省組織令の一部を改正する政令（案）

内閣は、國家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第七条第三項の規定に基き、
この政令を制定する。

農林省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）の一部を次のようにより改正する。

第一条第六号から第九号までを次のように改める。

- 六 予算課
- 七 経理課
- 八 厚生課
- 九 調査課

第四条中第三号から第五号までを順次二号ずつ繰り下り、第二号の後に次の二号を加える。

- 三 農林省の所管行政に関する施策の普及を図ること。
- 四 農林省の所管行政に関する世論を調査すること。

第六条を次のように改める。

(予算課)

第六条 予算課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 農林省の所管行政に係る予算の作成に関する事。
 - 二 農林省の所管行政に係る財政投融資計画の作成に関する事。
- 第九条を削り、第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の二条を加える。

(経理課)

第七条 経理課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 経費及び収入の予算の執行及び決算に関する事。
- 二 会計の監査に関する事。
- 三 行政財産及び物品の管理に関する事。
- 四 営繕に関する事。
- 五 庁内の取締に関する事。

第三十一条第二項第四号を次のよう改める。

内

四 拓殖課

第三十二条第二号の次に次の二号を加える。

- 三 愛知用水公團監理官及び農助開発機械公團監理官の所掌する事務を整理すること。
- 四 前三号に掲げるものの外、農地局の所掌事務を他の部課の所掌に属しないものに關すること。

第三十六条中「入植課」を「拓殖課」に改め、第二号及び第十四号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の三号を加える。

- 三 農業移民の募集、選考及び教育並びに移住地の調査に関する事。
 - 四 農村育成年海外派遣に関する事。
 - 五 農村建設青年隊事業の指導助成を行うこと。
- 第三十七条中第二号から第四号までを順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。
- 二 入植に伴う開墾作業の指導助成を行うこと。
- 第四十六条第一項第五号を次のよう改める。

(2)

五 農機具課

第四十六条第三項第一号及び第二号を次のように改める。

一 教育課

二 農業普及課

第五十一条中「經營課」を「農機具課」に改め、同条第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、以下順次二号ずつ繰り上げる。

第五十三条から第五十五条までを次のよう改める。

(教育課)

第五十三条 教育課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 農民教育に関する企画及び調査を行うこと。
- 二 農業及び農山漁家の生活に関する普及事業についての制度の企画を行うこと。
- 三 普及専務委員の資格試験、養成及び資質の向上に關すること。
- 四 農業伝習施設及び農業講習所に關すること。
- 五 農村青少年の農業及び生活の改善に関する知識及び技術の向上を図ること。

外

51

(4)

(農業普及課)

第五十四条 農業普及課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 農業に関する普及事業の組織の整備に關すること。
- 二 農業に関する技術の普及を図り、並びにその実施の状況及び成果を調査すること。
- 三 農業に関する知識の普及交換に関する資料を収集し、整理し、及び刊行すること。
- 四 農業簿記、營業改善設計その他の農業經營の改善に資するものの普及を図ること。
- 五 農業に関する品評会、共進会等に關すること。

(生活改善課)

第五十五条 生活改善課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 農山漁家の生活に関する普及事業の組織の整備に關すること。
- 二 農山漁家の生活に関する技術の普及を図り、並びにその実施の状況及び成果を調査すること。

(5)

三 農山漁家の生活に関する知識の普及交換に関する資料を収集し、整理し、及び利用すること。

第五十六条第二号から第五号までを次のよう改める。

二 畜農課

三 畜産課

四 飼料課

五 草地改良課

第五十七条第一号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 畜産業に関する金融及び税制に関する事。

第五十八条第一号を「経済課」と「畜農課」に改め、同条第一号から第三号までを次のよう改める。

一 畜農の振興を図ること。

二 有畜營農の発達を図ること。

三 家畜取引に関する事。

内 二

第五十九条中「生産課」を「畜産課」に改める。

第六十一条を次のよう改める。

(一)草地改良課

第六十一条 草地改良課においては、左の事務をつかさどる。

一 草地に関する制度の企画及びこれに必要な調整を行うこと。

二 牧野その他草地の造成、改良及び保全並びにその利用の増進に関する事。

三 飼料自給施設の奨励及びきゅう肥の利用増進に関する事。

第六十二条第一号中「及び家きん」と「家きん及びみつばら」に改める。

第一百五条第一項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を

第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 経済課

第一百十一条を削り、第一百十条を第一百十一条とし、第一百九条を第一百十条とする。

(6)

第一百八条中第一号及び第四号から第七号までを削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条を第百九条とする。

第百七条の次に次の二条を加える。

(経済課)

第一百八条 経済課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 水産業の経営の発達、改善及び調整に関すること。へ地課の所掌に属することを除く。)
- 二 水産業に関する金融に関すること。
- 三 渔業信用基金協会に関すること。
- 四 中小漁業融資保証保険に関すること。
- 五 中小漁業融資保証保険特別会計の経理を行うこと。
- 六 水産業に関する税制に関すること。
- 七 渔業労働に関すること。
- 八 外国において行う漁業に関する事務の連絡調整を行うこと。

外 2

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

官房の会計課を予算課及び経理課とし、農業改良局に農機具課を、畜産局に畜農課及び草地改良課を、水産庁に経営課をそれぞれ置くこととし、同時に官房弘報課、農業改良局經營課、畜産局経営課及び有機肥料課並びに水産庁経理課を廃止することとし、あわせて一部の、課の所掌事務の範囲等についての規定を整備する必要があるからである。

参 照 条 文

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）抄

（内部部局及び機関）

第七条

3 前二項の官房、局及び部の設置並びに所掌事務の範囲は、法律でこれを定め、課（室その他課に準ずるもの）を含む。以下本項において同じ。の設置及び所掌事務の範囲は、その法律の範囲内で、政令でこれを定める。但し、課を置く場合においては予算上の措置がこれに伴つていなければならない。

農林省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）抄

（大臣官房の分課）

第一条 大臣官房に左の二室及び八課を置く。

一 企画室	二 総合食糧消費政策室
三 秘書課	四 文書課
五 総務課	六 会計課
七 調査課	八 厚生課
九 弘報課	十 総合開発課
（総務課）	

第四条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

一 農林省の所管行政の重要な事項についての連絡調査を行うこと。

二 農林省の所管行政の考査を行うこと。

三 農林省の所管行政についての海外との連絡に関すること。

四 農員の海外渡航に関すること。

五 前各号に掲げるものの外、他の所轄に属しない事務に関するこ

と。

（会計課）

第六条 会計課においては、左の事務をつかさどる。

一 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する

こと。

二 行政財産及び物品の管理に関すること。

三 営繕に関すること。

四 庁内の取締に関すること。

（厚生課）

第七条 厚生課においては、左の事務をつかさどる。

一 職員の教養及び訓練その他能率増進に関すること。

二 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

三 農林省共済組合に関すること。

（調査課）

第八条 調査課においては、左の事務をつかさどる。

一 農林省の所管行政に係る諸般の調査に関すること。一州の所轄

に属することを除く。一

二 農林省の所管行政に係る地方行政及び地方財政に関する連絡調整を行うこと。

（弘報課）

第九条 弘報課においては、左の事務をつかさどる。

一 農林省の所管行政に関する施設の普及を図ること。

二 農林省の所管行政に関する世論を調査すること。

三 農林相談所に關すること。

四 前各号に掲げるものの外、こゝ報事務に關すること。

（農地局の分課）

第三十一条 農地局に、管理部、計画部及び建設部の外、総務課を置く。

2 管理部に左の五課を置く。

一 農地課

二 特別会計課

三 管理課

四 入植課

五 営農課

（総務課）

第三十二条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

一 農地行政に関する総合調整を行うこと。

二 農地事務局に關すること。

（入植課）

第三十六条 入植課においては、左の事務をつかさどる。

一 入植者の選定及び導入並びに増反者の選定に關すること。

二 海外への入植者の選定及び送出に關すること。

三 入植者のための施設の建設の指導助成を行うこと。

四 入植に伴う開墾作業の指導助成を行うこと。

（営農課）

第三十七条 営農課においては、左の事務をつかさどる。

一 入植者の営農の指導助成を行うこと。

二 開拓者資金融通特別会計の經理を行うこと。

三 開拓者資金の融通を行うこと。

四 開拓者資金融通特別会計の經理を行うこと。

(農業改良局の分課)

第四十六条 農業改良局に、研究部及び普及部の外、左の五課を置く。

- 一 総務課
- 二 農産課
- 三 特産課
- 四 植物防疫課
- 五 経営課

3 普及部に左の三課を置く。

- 一 普及課
- 二 教育課
- 三 生活改善課

(経営課)

第五十一条 経営課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 農業の電化、機械化及び畜力化を図ること。
- 二 農業簿記の改善及び普及を図ること。
- 三 前二号に掲げるものの外、農業經營の改善を図ること。
- 四 農機具その他の農業専用物品、肥料及び農薬を除く。次号において同じ。一の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 五 農業専用物品の検査に関する事。
- 六 農業機械化審議会に関する事。

(普及課)

第五十三条 普及課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 農業及び農山漁家の生活に関する知識の普及のための地方組織の整備及び普及関係員の資格試験に関する事。
- 二 農業及び農山漁家の生活に関する知識の普及宣伝の連絡調整を行うこと。

三 農業に関する知識の普及宣伝に関する資料を収集し、整理し、及び刊行すること。

四 農業に関する普及事業の実施状況及び成果を調査すること。

五 農業に関する品評会、共進会等に関すること。

六 前各号に掲げるものの外、普及部の所轄事務で他課の所掌に属しないものに関すること。

（教育課）

第五十四条 教育課においては、左の事務をつかさどる。

一 農民教育に関する企画及び調査を行うこと。

二 農業伝習施設、農業講習所並びに普及関係職員の養成及び資質の向上に関すること。

三 農村青少年の農業に関する知識の向上及びその農業知識の普及組織の育成に関すること。

（生活改善課）

第五十五条 生活改善課においては、農山漁家の生活の改善に関する事務をつかさどる。

（畜産局の分課）

第五十六条 畜産局に、左の八課を置く。

一 農政課

二 經済課

三 生産課

四 飼料課

五 有畜營農課

六 衛生課

七 農事課

八 種畜監督課

（畜政課）

第五十七条 畜政課においては、左の事務をつかさどる。

一 畜産行政に関する企画を行うこと。

二 農産行政に関する調整を図ること。
三 農産業に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。
四 前各号に掲げるものの外、畜産局の所掌事務で他の部課の所掌に属しないものに関すること。

(経済課)

- 第五十八条 経済課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 農産業に関する金融及び税制に関すること。
 - 二 家畜取引に関すること。
 - 三 酪農業の振興を図ること。
 - 四 農産物へ畜産かん詰を含む。の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
 - 五 農産業専用物品へ飼料並びに動物用の医薬品及び医療用具を除く。の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- (生産課)

第五十九条 生産課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 種畜検査に関すること。
 - 二 家畜人工授精に関すること。
 - 三 家畜及び家きんの登録及び能力検定に関すること。
 - 四 前三号に掲げるものの外、家畜及び家きんの改良及び増殖を図ること。
 - 五 家畜共進会の指導及び助成を行うこと。
 - 六 種畜牧場に関すること。
- (畜産農課)
- 第六十一条 有畜營農課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 有畜營農の発達を図ること。
 - 二 飼料自給施設の奨励に関すること。
 - 三 牧野、あぜ、堤その他草地の改良、整備及び利用増進に関すること。

四、きゅう肥及び畜力の利用増進を図ること。

(衛生課)

第六十二条 衛生課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 家畜及び家きんの衛生並びに輸出入に係る動物及び畜産物の検疫に関すること。
- 二 家畜及び家きんの繁殖障害の除去、流産の予防その他衛生的見地からの生産率の増進に関すること。
- 三 獣医師及び裝蹄師に関すること。
- 四 家畜衛生試験場及び動物検疫所に関すること。
- 五 獣医師免許審議会及び裝蹄師試験審査会に関すること。

(水産庁の分課)

第一百五条 漁政部に左の一室及び六課を置く。

一 企画室

漁政課

協同組合課

漁業調整第一課

漁船課

漁業調整第二課

漁船保險課

経通課

第一百七条 漁政課においては、左の事務をつかさどる。

一 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事務。

二 長官の官印及び庁印を管守すること。

三 職員の給与に関する事務。

四 職員の衛生、医療その他福利厚生に関する事務。

五 職員の教養及び訓練に関する事務。

六 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事務。

七 庁内の取締を行うこと。

八 水産業に関する税制に関する事務。

九 漁業労働に関する事務。

十 漁業調整事務局及び漁業調整事務所に関する事務。

十一 水産講習所に関する事務。

十二 中央漁業調整審議会に関する事務。

十三 前各号に掲げるものの外、水産庁の所掌事務で他の部課(一室を含む。)の所掌に属しないものに関する事務。

一 協同組合課。

一百八条 協同組合課においては、左の事務をつかさどる。

一 水産業の經營の発達、改善及び調整に関する事務。(他課の所掌

に属することを除く。一

こと。

二 水産業協同組合その他水産に關する協同組合に關すること。

三 水産業団体の整理に關すること。

四 水産業に關する金融に關すること。

五 水産業信用基金協会に關すること。

六 中小漁業融資保証保険に關すること。

七 中小漁業融資保証保険特別会計の經理を行うこと。

（一）漁業調整第一課

第一百九条 漁業調整第一課においては、左の事務をつかさどる。

一 沿岸及び沖合における漁業制度改革の実施に關すること。

二 漁業の免許及び許可を行うこと。（海洋第一課及び海洋第二課の所掌に屬することを除く。）

三 沿岸及び沖合における漁業の指導監督及び調整並びに各都道府県の間の漁場の調整その他水面の総合利用に關すること。

四 漁業調整委員会に關すること。

（二）漁業調整第二課

第一百十条 漁業調整第二課においては、左の事務をつかさどる。

一 内水面における漁業制度改革の実施に關すること。

二 浅海及び内水面における水産増殖に關すること。

三 日光養魚場、十和田湖ふ化場及び北海道さけ。ます花場に關する

四 真珠養殖事業審議会及び真珠研究所に關すること。

五 真珠検査所及び真珠研究所に關すること。

（三）経理課

第一百十一条 経理課においては、左の事務をつかさどる。

一 漁業権等の補償に關すること。

二 漁業の免許料及び許可料に關すること。

三 漁業の免許料及び許可料に關すること。

四 漁業の免許料及び許可料に關すること。

（四）経理課

第一百十二条 経理課においては、左の事務をつかさどる。

一 漁業の免許料及び許可料に關すること。

二 漁業の免許料及び許可料に關すること。

三 漁業の免許料及び許可料に關すること。

四 漁業の免許料及び許可料に關すること。